

監事監査規程

特定非営利活動法人アレッセ高岡

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アレッセ高岡（以下「法人」という。）の監事による法人の理事の職務の執行や法人の業務及び財産の状況に関する監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定める。

(監事の責務)

第2条 監事は、法人の運営に関する広い知識と深い理解をもって注意を尽くして監査を行い、法人の適正かつ健全な運営に資するよう努めなければならない。

2 監事は、事実の調査、認定及び意見の表明を行うにあたっては、常に公正な態度を保持するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(監査の種別)

第3条 監査の種別は、定期監査、決算監査及び随時監査とする。

2 定期監査は、各事業年度において、あらかじめ時期と内容を定めて計画的に行う監査（決算監査を除く。）をいう。

3 決算監査は、毎会計年度終了後3月以内に決算役員会に先立って行う監査をいう。

4 随時監査は、定期監査及び決算監査以外で監事が必要と認めるときに行う監査をいう。

(定期監査及び随時監査)

第4条 定期監査は、各事業年度において監事が日程及び内容を定めた実施計画を作成し、理事長に提出して行う。

2 随時監査は、監事が必要と認めるときに適宜日程及び内容を定めて行うことができる。

3 理事長は、定期監査及び随時監査の実施に協力しなければならない。ただし、対応が困難な特別の事情がある場合は、延期又は内容の変更を求めることができる。

(決算監査)

第5条 決算監査は、各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について、決算役員会30日前までに、十分な時間をかけて行う。

2 決算監査は、理事の職務の執行や法人の業務及び財産の状況にかかる全般について行い、事業報告書案及び決算報告書案が適正に作成されているかを検査する。

3 理事長は、決算監査が適正かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(監査の実施通知)

第6条 監事は、監査を行うにあたり、次に掲げる事項等を理事長に通知する。ただし、監査の実施に支障がない場合は通知を省略することができる。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の種別及び内容
- (3) 出席を求める者
- (4) 準備すべき書類

(監査結果の報告)

第7条 監事は、監査の終了後、監査報告書を作成する。

2 監査報告書には、次に掲げる事項等を記載する。

- (1) 監査の方法及びその内容
- (2) 監査意見
- (3) 追記情報
- (4) 監査報告を作成した日

3 監事は、監査種別に応じて、監査報告書を次の者に提出する。

- (1) 定期監査又は随時監査 理事長
- (2) 決算監査 理事会、総会及び所轄庁

4 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、前項第1号の規定にかかわらず、監事は役員会に報告しなければならない。

5 監事は役員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

6 監事は、4項の報告をするため必要があるときは、理事長に対して役員会の招集を請求する。

(是正又は改善)

第8条 理事長は、監査の結果、是正又は改善をすべき事項がある場合、必要に応じて理事会において是正又は改善方策を審議し、適切に是正又は改善を行う。

2 理事長は、是正又は改善した結果を監事に報告する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事の意見を聴いて理事長が定める。

附 則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。